

## ▲討論▽

関・高山報告の要点は何か。

高山・第一には、村落（共同体）と農村との相違を明確にする必要があるということ、第二は、村落（共同体）自治と農村自治との様に関連させて捉えるのかを明確にする必要があるということを、これまでの議論の中で感じたということである。私自身の問題意識は似田貝氏同様現在にあるが、これまでの討論を整理するという役割上その様に考えたのであり、このことから更に敷衍すれば、日本における自治とは何か、ということになろうかと思う。

似田貝・高橋正郎氏にうかがいたい。上から地域を再編成する場合、

【つまり自治体農政という議論をする時に、自治体職員（行政官僚）の末端と普及員等々な団体官僚の末端や農民を結合させて、彼らの自発性なり独立性により政策の選択等をやらせるという形でつまり、行政官僚と団体官僚がオオ農業という形で、行政官僚制と団体官僚との統合化という形で農政の新しい連携化が議論される場合には、運動論からいえば、これが地方自治体の枠の中で行われていく農政を考えれば、国の農政を突破してはけるのかどうか。

逆に云えば、国の方は基本的な國の農政をこの中でやらせるのかという力関係が少なくとも働くのだろうと思う。その場合、自治との関係でいくと、島崎氏が前に「都市自治とは団体自治である」と提起されているが、都市化されてゆく農村の場合の自治は、農業の生産力主体としての団体をつくり、その中の団体自治並びに農業政策形成主体という形で形成され、他方では生活する住民の方では様々な要求集団や協議会をつくって団体自治を行い、そこで地域政策形成主体としての下からの力をつけてゆくことになるとすると、自治体としての農村の根柢は団体自治という形になつて進むのか、また団体自治という形の中に行政官僚の機構が何らかの意味で絡んでくるのであり、その場合、団体自治と行政官僚制の中における行政機構がどう絡むのかということが問題ではないだろうか。

高橋正郎・今の質問への回答は今少し後回しにして、その前段にすることを質問したい。ひとつボイントは、与えられた自治な

のか自ら勝ち取つてゆく自治なのかという点にあつたかと思う。

そこで、自治への要求・欲求というものが農民の間でどの様な形で存在しているのか、についての論点整理があるとともに少し議論が進むのではないか。農業経営研究の立場からみて、農業の側面からはどうしても地域農業の生産システムを再編せざるを得ない。しかし、その再編成は上からの力だけではできないという意味から、生産レベルでみるとどうも自治への欲求、地域再編への欲求は出てきていると思われる。ところが、生活主体からの地域再編あるいは自治への欲求というものは現実にどうなのか。たとえば、都市における住民運動のようなものを想定するのか、あるいは様々な行政需要として現われてくるものがそれに該当するのか。その辺りの整理が欲しい。

似田貝・確かに生活主体としての欲求は行政需要・行政への欲求という形になつていて。ただ先程の問題でいえば、私が見てきた限り、共同体的な部落での生活の自前性というものは商品経済の中に巻き込まれる結果、部落を越えたところで需要が満足されねばならない。ところが、それに対応する組織—農協や農業に係わる様々な生産組織—がそれを取り上げている場合とそうでない場合があり、そうした組織を持たないところでは行政需要として現われてきている。農民の主体的な対応の中に、従来の様々な農民組織が農民層分解の渦中にあるどの農民層までカヴァーしながら地域の農業と生活に関する要求を団体の中に汲み上げているか、そ

し違つた出方をしてゐるのではないか。もうひとつ行政需要として、たとえば公民館の中での様々な社会教育の行事の中にかかる部落の行事のいくつかが連合されてゆく場合、これは高橋氏の前の言葉でいえば半定期的組織といふか住民も参加するし行政も参加するという形をとるようになる。この半定期的組織といふものをどう理解するかといふことが、自治といふ問題と行政の支配ないしそれをね返すといふ問題でどう位置づけていつたらよいのか、私にもよく解らない。

高橋正郎・たとえば田舎で葬式があつた場合、集落がそれをとりしきるが、徐々にたとえば酪農組合の人々とか町内会の場合は会社の人達とかかなりの部分をとりしきるといふように、やはり生産に繋がつた生活のところで自治なりなんなりが出てくるのではないか。かつての農村といふのは皆が同じ生産の場に従事していたわけだから、生活の場がそこに共通にできていた。ところが今日の農村では、生産の場が非常に多様化・多様化しており、そこでの生活とたゞそこに一緒に住んでいるといふ意味での生活との繋がりをどの様に理解してゆくべきかが問題である。私は、生産が分化してゆくといふところからすれば、やはり生産との繋がりの生活といふところにひとつの組織ができる重要なポイントがあるのではないかと思う。

高山・その場合、生産が多様化し、農民層が分解しかつ非農家の混住化がみられる時に農業を中心として生産と生活を再編成してゆくとしても、覆い尽せる範囲は大変限定されたものになってしま

う。しかし、最近云われているように、地場産業あるいは一・五産業といふ形でその地域における資源を基礎として生産を展開させながら、生活をその中に組み込み、かつクローズドの単位を志向してゆくといふ形の組織化を考えているのか。

高橋正郎・今の農村の状態でゆくと、作物が分化してしまって、分化したグループだけが農協を軸とした部会をつくりこれがひとつコミニティをなしてい。ところが、それだけでは農業生産は駄目になつてしまふから、ひとつの地縁的な縁りで資源を有効に利用するようなシステムを作ろうとして、実際には兼業農家でも集落の農業に一定の係わりを持つようになる。そのことが、実際にそこでは労働していないにもかかわらず、その集落農業に係わる生活を共有することができるようにするのではないか。長野県の例であるが、普及員が農家の話から強調していたことは、兼業に殆んど出てしまつて村の中には数人の男と婦人のみしか残っていないといふ時、もしも火事が出た場合一番先に駆け付けるのはやはりその村にいて生産をやつしている人達だから、その人達と生存しているのだ、ということであった。これは非常に大切なことだと思う。こうした部落を単位とした生産の共同組織がやはり生活に繋がる何かを作り上げる基礎になつてゆくのではないかだろうか。

似田貝・その場合、色々な組合とか団体の運営や発言に際して、とりわけ兼業農家の主体性はどのように確保されるのか。

高橋正郎・生産局面でいえば、たとえば土地に係わる問題について

は土地所有者それぞれの問題であるから全員参加という形になるだろう。その利用をどうするかという点になると、そこで農業生産を中心にしている人達が主要な意思決定者となり、それをチエックする発言が兼業農家の側からなされると思う。

似田貝・逆に云うと、専業農家が兼業農家を同一の組織の中に捉えておかねばならないという理由はないのか。つまり、土地所有・土地管理・土地保全等様々な意味でのコンセンサスを得なければならぬし、またそれらをめぐって兼業農家を同一の組織の中に包括しておかざるを得ない、一端分離して関心を持たなくなつた農民を同一の組織の中に再編しなければならない主体の問題だ。

だから、その主体といふのは單一のものではなく、様々な要求と関係を持つた主体が組織の中にいると思うが、それはかつての様にある程度同質的な組織ではないし、明らかに要求や利害は異なるのだが、土地や水をめぐっては何らかの意味で繋がらざる得ない主体は繋ぎ止めておかねばならない。そういう主体のはたらく組織の形成論理といふか、それは主体論・組織論からいえばやはり生産する側にあるのではないか。

高橋正郎・そうだと思う。ただ、生産する主体にはあるが、土地所有者の承認を得なければ何も動けない。たとえば、いわゆる借地農として展開する場合は別であるが、その場合でも、ここに三反歩、あそこに三反歩というようによくと農地があつたのでは自ずから生産力発揮の制限が出てくる。そうなると、ひとつの地縁的縁りが必要となり、ましてや、これから増え進む水田利用再編の

問題から考えれば、どうしてもそれが必要となり、いわゆる生産者組合と土地を含めた全体の組合とがそれぞれ機能を分担しなければならないことになるだろう。

関・今の問題と先程の高山報告にあつた村落と農村との問題を兼ね合わせて議論する必要があると思う。つまり、生活の共同体という側面は部落という範囲で今日でも強力に残っていると思うが、生産の面になるとまではやその範囲では留まり得ず、もっと広い範囲での対応が問題になつてるので、両者は使い分けしてゆく必要がある。

柿崎・その場合、従来の部落が全くなくなってしまい、農協なりもひと大きな組織に解消してゆくのか、それとも、その場合であつてもその展開の基盤として部落は何らかの機能を持ちながら展開してゆくようなことがあるのではないか。

似田貝・団体自治といふ点で議論すると、団体の諸連合といふのが当然自治に絡んでくる。甲府の過疎地の例でいうと、各部落が町内会連合という形で行政の末端となつてゐるが、そこでの仕事と部落での仕事とはある程度分散してゐる。もう少し都市的なところになると、もつと複雑になる。いわゆる集団の連合体であるとか真に機能的な集団が色々な意思決定を行つてゐる。

主体性の限定といふことがレベルによっていくつか出てくると思うが、单一の自治体や部落の内部機構を明らかにせよ、ということはこの研究会でも何度も出されてきたことであり、そこを明らかにしないと主体性といつても、どういう形でそれ

が実現され浸透されてゆくのかが明らかにならない。またかつての部落の中で生産と生活が一致していた段階のいわゆる共同体的自治から、地方自治体としての村落といふ今日の段階での様々な

団体の連合体と行政との係わりがどういうメカニズムで形成されてきていたのか。その場合でも、部落が全部機能を失ったということは意味しないし、名前は何々協議会といふようなものはあるかも知れない。しかし、自治がかつてのよう実態としてひとつの中間に収まってしまっていたということではなくなつてきていることはあると思う。それが高山流に云えば、戦後の自作農体制が高度成長の中で解体してゆき、そこで何ができるのかといふひとつの画期、だから地方自治体の中での農村といふ見方をしてゆかねばならないという議論になつてきていたものと思う。

長谷川：部落の自治といふのは我々が農村をみてゆく場合に非常に重要な問題であると思うが、自治の中味が少しづつ変りつつあるという実感を強く持っている。というのは、石川県の農村の場合でいうと、農業そのものは部落が多様化・異質化する中でなかなかコンセンサスを得られない状況になる。その時部落がなすべきことは何かといふと、農業以外の側面になつてくる。たとえば、本来行政レベルでやるべき道路やガスの集中配管・水道の敷設などを村でやつてしまふという例がある。そういう村では、何かをやらねばならないという意味での自治の対象がかつての農業の保全・管理という場面から一步退却して生活面に移行しつつある。それに対して農業は、たとえば農協や役場や普及所が協議会をつ

くつて対処している。官僚機構といふようなものが農業の運営の面で次第に力を持たざるを得なくなつてくる。そういう図式が描けるのではないか。

関・地域によつて違うとは思うが、確かに部落は生産の単位としては大きな意味を持たないということはあると思うが、同時に農協にしろ土地改良区にしろ全て部落を最下部の組織単位としている。従つて、そこでは部落を無視することはできないのであり、単に生産の単位としての部落としてではなく、そうしたものの中の下部機関としての側面は無視できない。

柿崎：そのことによつて辛うじて部落を維持しているということもある。しかし、農業生産環境（フィジカルな面もあれば社会的なものもある）を維持するために統合している地域といふものがないと、村ではなくなる。だから、非農家や兼業農家などの都市化的因素が入つてきて、それが支配的になるとや村ではないのであり、様々な新しい要因を改善なり再編してゆく機能を果せなくなつた状況は村ではない。倉敷の工業立地が激しい農村では、非農家も生活用水として使う農業用水が汚染され、これをきれいにすることが農業用水としてだけでなく生活用水としても役立つことになるということを説得し、その浚渫作業には非農家も全戸出役するという方式をとつている。生活用水が優先されまた排水路として重視されるようになれば、それはもう農村ではない。そうした環境が維持されている纏まりない地域があるのではなかろうか。

長谷川・農業生産が變るに従つて村といふものが變化してくると云つたが、稻作が消滅することがない限り、柿崎氏が云うように村は残つてゆくし、残らざるを得ないのではないか。

黒崎・同じ農家といつても所得源が様々であつて、非常に多様化・多元化している。私の住んでゐる所で非常に面白いことがあつた。

つまり、同和教育をいくらやろうとしても皆が嫌つて人が集まらない。そこでどうするかといふと、いくつかのモデル地区を指定していくつかの隣組で実施することになったが、元から住んでゐる人達は棟を払えばそこでスライドを映せる位の面積を確保できるが、新入りはそういう家は建てないので六畳一間でやれるかどうかといふことになる。その時「やれ」という論理は、「おまえ達、世話になるのだからやれ」ということだ。そういう処で出てくる問題が非常に多くなつてゐる。ところが、元からいる農家がやつてゐることは、家でやるべき色々なことを町の料理屋でやるようになつてきてゐる。こうした変化が一体どうしたことなのかを上へ考へてみる必要がある。更に、区ではどの様な種類の金を集めのかといふことも調べねばならない。まず公民館運営費、耕地(区)の費用、水利費、神社費などがあるが、その割り振りは去年まで水利費のみ反別割と均等割であったが今年から反別割はなくなり全部均等割になつた。非農家も村に住む限り全部払う。これは周りの農家との位違うのだろうかといふことも考へねばならない。次に、農業はどの様にやつてゐるのかといふと、確かに集落に係わりがないことはないが、組織としてはむしろ集落を越

えた範囲の人達が集まつてやつてゐる。集落だけで組織を作らうとしても作りようがないといふ現実があります。その様なことを見ていると、最後の拠所として集落といふか村とかいうことを考えるのであるが、どういう形で集落・村といふ形で繰まるのだろうか。時間をかけて見る必要がある。

我々非農家の生活は村から相当部分保障されてきた面がある。その歴史といふか規範の強さを感じざるを得ない。そこで「仕方がない、つき合いましょう」ということに、私等はなる。ただ、もしトラブルが起るとすると、元からいる村の人達は言葉が足りないので、そのことがニーズのコンセンサスを得にくくしているのではないか。混住化社会の例だが、そういうことを感じている。私は高橋正郎氏が云うニーズの多様化をどうして引き出すかということをどこかでうまくやれば、村は生きかえるかも知れないと思う。そうすれば、在来住民と新来住民とはひとつ連帯を作りあげることも可能になるかも知れない。しかし、そこにできた村は元からの村ではない新しい村である。

高橋明善・今のことに関連して、私も村はもう少し重いのではないかと考えてゐる。最近方々で意識調査をやつたが、その際「誰と一番つき合ひをするか」という質問をすると、必ず「村の中の人達とか親戚」という回答が返つてくる。堀越氏のように、最近はとりわけ部落より親族を重視するようになつたといわれてゐるが、仕事の仲間(農業の仲間)といふのは出てこない。仕事の上での仲間はやはり経済計算になる。つまり、そうした精神的なものが

生まれてくる人間関係的な歴史や伝統一返し、返されるという積み重ねられた関係をもう少し考えて村を見なければいけないのでないか。

全体的な問題に関連して似田貝氏に尋ねたい。「農村自治は村研の最終課題である」と云われたが、これには理論的な背景があるようと思われる。先程の市民自治論と関連して、農村が都市に収斂してゆくような考え方があるのでないか。日本社会の中で、あるいは都市と比較して農村や村落の位置づけや特殊性をもう少し考えてみる必要があるのでないか。

似田貝・私は農村が都市に収斂してゆくとは云っていない。

高橋明善・それならよいのだが……。島崎氏は、共同体の解体といふ点から、そう云われるのであらうが、それでは済ませない問題が村研には残っているのではないか。

それから自治論であるが、先程高山氏から整理のあつたいくつかの自治論は全て同じことなのではないか。つまり、自分のことは自分でやつてゆくといふのは、そのようにしてゆくといふ過程の問題であり、民主主義論もそれを現実化してゆく過程の問題であり、運動の問題も実現してゆく過程の問題ということで、そこには過程の問題として共通のものがある。

ところで、村研は地域主義の問題を考えないが、日本社会の在り方を下から組み替えてゆくことを地域主義は考えているのだから、これも自治論を考える場合、関連して考えてゆく必要があるだろう。

次にやはり似田貝氏が出された問題であるが、行政の問題をもう少し違った方法で考えることはできないか。行政を官僚的な支配という見方だけでなく、もう少し多面的に見る見方が必要なのではないだろうか。

最後に、今年農地法が改正されて体制としての自作農体制・自作農主義が崩壊したわけであるが、戦後の自作農体制下の農村を戦前の地主制下の村落との比較の上で特徴づけ、そこでの村落・家族・共同体・行政等との係わりを特徴づけてみる必要がある。今後ひとつの転換点として変つてゆくのだから、転換の原点として纏めて考えてみる必要がある。

高山・私は、運動としての自治は日本の近代の中で今初めて出てきたのではないか、と考えている。特に農村に即して云えば、農民層分解がかなり進行し混住社会化している中で、色々なニーズが行政需要となつて出でていっても、集中化した中央権力ではどうしても処理しきれないといふ事態がはつきり出てきた。その緩和策ないし融和策として地方自治体の方に分権化してゆくといふ認識が運営論文の中にはある。しかしながら、行政需要の噴出を踏まえて、そこにおける生産・生活も新たな形では再編できないのではないかし、そこにおける生産・生活も新たな形では再編できないのでないかといふことが、住民の方からも自治体の方からも初めて出てきた。即ち、自分のことは自分でやるという非常に含意のある川本氏の表現であるが、自分のことは自分でやるといふことが、自治体の中における補助金をどう整理するか、委託事務を

どうしてゆくのか、財政の自主権をどうしてゆくのかといった形

で多様な住民要求をある程度受けながら出てきている。確かに農村改良運動が大正中期からあり、又、阿利氏によれば大正デモクラシーの中でも現在の都市コミュニティ論が存在したというが、運動として財源の問題まで触れてゆく、あるいは地方財政を住民にとつて見通しのきくものにしてゆかねばならないという形での運動が出てきているのは、私には今が初めてのことではないかと思われる。又、地域主義にしても、あるいは市町村の範域で自己の生産と生活を自治体が中心となつて様々な計画を立てているということも同様に考えられる。

高橋正郎・私は逆に考えてしまう。といふのは、自治はかつては村落の中にあつたものと思う。自治とは何かといふと、それは構成員内部の社会的コンフリクトを自分達の力で解決することだと思う。他者との抵抗において自治があるのではなく、そのプロセスにおける結果である。農村で生活環境の一番シビアなものは構成員どうしの社会的コンフリクトだ。道路が良くなるといふようなことより、隣の人と話ができなくなるといふことの方がとても耐えられない生活環境の悪化だ。かつては村の中でそれを解決する機構があつた。それが段々に薄れてきた。同様に基盤整備をやることでも、兼業農家は借金してまでやりたくないといつた両者間の社会的コンフリクトを集落の中で解決できるかどうか、という機能が弱まつてきた。集落を軽視するのではないが、そうした意味で自治は段々薄

れてきているのではないか。

似田貝・先程の高橋明善氏の自治が村研最後のテーマというは何かという質問に対しても次のように考えたい。都市でも都市自治がテーマになりながらもうまく議論されたことがなかつたのである。近代以降の都市と農村といふ問題を考える場合、明確に自治というのが最終的に出てくる問題ではないか、という意味で云つたのである。農村が都市化されてゆくといふ議論があつたが、むしろ市民的自治といふ使い方をしてそのことを曖昧にしていくことが問題ではないかと思う。つまり、地域生活の再編といふことで生活の要求一たとえばルーラル・ミニマムという形での問題が出てくるのは、ある意味では都市行政と対応がよく似ている。その意味では、そうしたことに対する主体形成といふのは市民的自治に文脈としては繋がつてゆくわけだが、それだけが農村ではないのだから、自治体の中での農村の置かれた状況の中で、農業あるいは地域を再編してゆく場合に、都市的なものに取扱されてゆく議論としてのいくつかのカテゴリーは慎重に使うべきであると思う。

次に、行政即支配といふ見方についてであるが、それは地方自治体としての行政末端の独自性・自立性・団体行政としての自立性といふものによる新しい政策の展開なり主体的な対応が、国の農政や政策再編の枠を越えてゆけるのかどうかといふ問題として逆に提起したつもりであった。但し、再編されつつあるといふことも事実であるし、その再編のされ方が従来の形式合理性といふ

形での行政展開とは少し違うのではないか。その違う部分ー公共政策として展開される危機管理の内容ーが住民の側の主体性・組織の力量の問題と随分係わってくるだろうと思う。

念の為に集権化と分権化について附言しておく。私は、集権化が一方にあって分権化が一方にあるとは考えない。分権化の前提として集権化があると考える。つまり集権化されればされる程抽象化・画一化されていくわけで、個別的・専門的に地域状況に応じて対応しようというのが分権化として出てきているのだと思う。たとえば、行財政にしても実に色々な住民のニーズに応えるために、スタンダードを決めて（その限りは集権化である）、その先は専門的な所でやりなさいという形になってきてる。つまり一方で集権化が進んでゆきながら同時に分権化が発生せざるを得ないメカニズムがある。だから、そういう中で行政と集団の絡み合いを見てゆかねばならないのであり、単純二分法で考えてるわけではない。

高山：それについては似田貝氏と同意見だ。武藏野市のマンション

水道差止め問題は、地域の環境を守つてゆくという自治体の権限

と、国の法律ー水道法ーとの抵触に対して、それをどう調整してゆくかという点に大きな問題があるので、自治体経営を地域住民優先という形で考えてゆこうとする、国の法律と抵触するなど、現実に中央集権化が進む中で今迄出てこなかつた形での中央と地方との矛盾が出てきて、それが分権化を促進してゆく。中央では処理しきれないことを地方から出してゆくということが、初

めて自治であるという意味合いで私は先程使ったのだ。

似田貝：法律では近代法と現代法という分け方がある。たとえば、中央で都市の基盤整備を法律で画一的に規定できない場合、現代法は条例や法律によらないで要綱行政によってやってやります」というようなことが、都市でも農村でも明らかに行なわれている。それは画一化できない所で発生する分権化の内容であるし、それが中央の考え方と対立する場合はじゅうあるが、段階的には法律家の云う近代法的な展開と逐一条例等によらない個性的な地域の特性に合わせてやってゆくという現代法的な展開とがある。

高山：それは更に云えども、自主的な立法権の問題、従つて財政的には自主的財源という形の徵税権の問題、支出も一定の枠において財政法の枠を越えて支出できるという形の問題が出てきており、そういうものを現代においては地域主義という形で突破口にしてゆこうという面があるのでないか。

高山：その突破口というのは行政の側でということか。

高山：住民の側でだ。

似田貝：つまり、行政の側は行政にそれを守らせる住民の力が働いて初めて動くことになる。そういう力関係がないと行政は動かない。

高橋正郎：先程の高山氏の70年代後半から初めて自治が運動として出てきたというのは自治が必要になってきたという意味では私も全く同感である。ただ、生活破壊の鬨いがなぜ広範な農民を捉え

ないのかということと同じことが、自治の必要性がこれだけ高ま  
りながらも広範なものとして起つてこないという問題についても  
云えるだろう。

岩崎・今日の議論について私なりの整理をしてみたい。今回の『通  
信』では関西の様子が判ると思うが、そこでは「村落自治から農  
村自治へ」ということに少し反発がある。その辺をどう整理する  
かが重要である。そうした捉え方における若干のズレがあるとい  
う場合、先程の幕藩体制下の問題は最終的には事実の問題につき  
つめられると思うが、今のズレはそれとは少し違う。実態として、  
共同体としての村落から自治体としての農村へといふことはある  
と思うし、その変り目が今日議論されてきた70年代等々であるだ  
ろうし、村研では我々が生活破壊として問題と見てきたところが  
その変り目だと思う。しかし、それは実態としての変化であると  
同時に方法論・視角の差の問題である。農村自治という場合に  
は、農村なり自治といふものの基底に日本の資本主義的な構造規  
定的な視点から捉えた時に農村が出てき、自治も運動とか抵抗と  
いうニーベンスで語られる。一方関西的などころは、生活の中で  
村とか自治を捉えようとする。文化の共同性といふ意味での村で  
あるし、自治の概念もかなり「自分のことは自分でやる」式のも  
のが出てくる。だから、村落自治と農村自治とを構造的にも方法  
論的にもどう対立して捉えるか、といふことが問題になつてくる。  
それをおおは歴史的な展開の分岐点の所で生活破壊といふ議論を  
してきて、かなり混乱したと思うが、あれはいわば資本主義的な

規定性のところで問題になつてくる農業危機といふ問題を生活の  
方から生活破壊として捉え直し、両方の結節を図つたところにか  
なりの混乱があった。それはひとつの変り目ではあったが、村落  
自治から農村自治へといふ時に、安原氏の提起にあるようにその  
間に農民自治といふものを入れて整理する仕方があるのでない  
か。

とにかく関西とのズレを埋めねばならない。その意味では村落  
自治といふことを構造的に掘り起こす必要がある。その時に、生  
産と生活の分離といふことがひとつボイントとなるであろうが、  
その場合生産についてもその共同性がどう新しく形成されるかが  
問題になるだろうし、生活の共同性についても行政需要として出  
されるという議論があつたが、やはりその両方が再統一されない  
といけない。その再統一の問題が農村自治のめざすことだと思う  
し、その担い手は当然農民ではあるが、農村居住者という新しい  
担い手がそれとどう結合されるのかも問題であると思う。その時  
に、かつての村の自治といふか村的なものが生活の中で文化的に  
生活のソフトウェアとして強く残つており、それをどう活用して  
ゆくかといふことがひとつボイントになるからその意味で村の  
自治といふものをよく見極めておく必要があると思う。

高山・山本氏は昨年一昨年の報告で土地改良区が権力との対抗の中  
で自主的な活動をしてゆくという報告をされたが、それと今日議  
論された集落・村落との関係をどう考えるか。

山本・高橋正郎氏が共同体としての自治といふことを、また岩崎氏

が関西での議論（村の自治）を出されたが、問題は村の自治の内容をどのように捉えるかにあると思う。私は、他の権力によって侵害されないという保障のない限り自治とは云えないと考える。その意味では、単に隣近所のつきあいのみでなく、やはり自分達の生活基盤に関して他の権力によって動かせるならばそれは自治として捉えることはできない。そうした意味での自治は日本の村落にはなかったと考える。とすれば自治というものは形成の問題であり、運動の問題である。従つて、これから自治を創つてゆく段階を今初めて迎えているものと思う。その際、私も市民的自治を作り上げてゆく方向が必要だと思う。その市民的自治というものは単に都市的というのではなく、歴史を総括する市民社会という意味での市民・市民的自治として、運動としてこれから新しく作りあげてゆかねばならないものである。

それに関連して似田貝氏の出された団体官僚化の問題（氏の場合の団体というのは部落なのか、農民のつくる諸組織というのかは解らない）であるが、私の調査した土地改良区は農民の自主的な組織として作られたものだが、ある意味では官僚化して農民との距離が生じている。土地改良区はそれを埋めようとしてはいるが、うまくいかないようだ。その理由については未だ調査不足でよく判らないが、非常に難しい問題を含んでいるようだ。似田貝氏は行政との接合ということを云つたが、状況により接合といふ事態も出てくるが、一方ではどうしても対抗的関係が出てくる方が多い様だ。

安原・高橋正郎氏が初めに話された地域農政についてであるが、資源や生産手段を含めて、現在行なわれている組織化は部落や自治体にどういう意味をもつていいのか。部落はあまり考えないで、たとえば酪農農家ならそれだけを直接結びつけようというのか。部落がそうした政策の中でどうした形で考えられているのか。また、その組織化は自治体の内部の範域でのみ考えられているのか、それとも自治体を越えた広い範域で考えられているのか。

高橋正郎・戦後の農業の組織の歴史をみると40年代初頭の集団栽培は完全に集落を基礎として行なわれたのであり、專業であれ兼業であれ反収を上げるという共通の目的があった。その後高度成長が進み選択的拡大の時期になると、プラスα部門だけが伸び、農協を中心とする部会という形でその組織化が伸展した。ところが、畜産公害や地力問題が出てくると再度一定の土地の纏りの中で地域内資源循環を考えざるを得なくなり（70年代後半）、そこに第二次減反が重なり、どうしても共通のブレッシャーに対してもどう対応してゆくかという問題になつて再度部落が注目された。私の見る限り、地域単位で動き出している所は何らかの形で部落との係わりを持つていて、行政も部落を主にした地域農業の再編を前面に打ち出してきていく。自治体を越えるということは流通の側面ではあるが、他ではありません。

安原・私は前から農村自治が農民自治かどこだわってきました。農村自治を考える場合、農村自治体の中での自治なり農政ならば問題はある程度つきりするが、都市化の激しい地域では、たとえば農

業の土地利用などでは隣の市の農民と結びつくることを考えた方が合理的な場合がありうるだろうし、こうした都市的自治体の中で農業の生産力基盤を考えねばならない時は農民的利害が前面に出てくるのであり、その意味では農民自治ということが考えられる。従って農民自治と農村自治とは一体的にできない問題ではないかと考えるのであるが、自治体の範囲を越える農業の組織化はまず考えられないということだから、構造的な枠の問題は従来とあまり変わらない傾向があるようだ。とすると、最初の高山報告にあつた村落か農村かという問題も一応はつきりするのではないか。

しかし、それでも問題がないわけではない。村落自治に関して、たとえば入会山とか水の問題にしても物質的な基盤を村落はもつてゐるわけで、共同体とは完全に云い切れないが共同体的な基礎の上有る自治的な運営が、自治であるという議論はできない。たとえば、プライベートな果樹組合の中を自主的に運営してゆくということは、我々の議論の文脈からすれば、自治として取り上げるわけにはいかない。そこにはやはり権力の問題があり、農業の基礎的な生産手段を共通しているという関係があつて、そういう意味で村落の自治ということが考えられていたといふものではなかつた。それに対して行政村そのものは、村落間の利害調整に係るものとして、それなりに自治をもつていたのではないだろうか。その辺の論点がどうもはつきりしない。社会学では前々から、福武先生が行政村は部落のより集まり（部落連合）で、部落は家のより集まり（家連合）だという理解をされていたが、果し

てそなのかどうかという議論がされてもよいのではないか。たとえば、ひとつ的小学校がつくられると、そこにそれなりのソーシャルなものができ、戦後の町村合併の場合も旧村は地区としてやはりソーシャルなものが形成されてくる。それをどう理解するかということと、それと部落との関係とが議論されないで、大会でも行政村レベルのリーダーがとりあげられたりしたが、そういうものを遂行する場合に村落があまり問題とされなかつた。だから、戦前についても農村自治のはつきりしたイメージが得られていない。

財政の問題については、高山氏の云うように基礎自治体が租税徵収権を持つとしても、自治体自体の経済状態が極めて貧しいから、地方交付税がないとやってゆけない場合が多く、その場合財政システムの問題のみならず、豊かな地域と貧しい地域との間の調整も考えねばならない。その際、農民的利害がどのようにオフィシャルに出てくるかという問題を出してゆくところに運動としての自治というものがあるのかもしれない。

宮崎・今日の議論で大変印象に残つた第一点は、戦前の地主制下の農村に対して戦後これまでは自作農体制下の農村であり、その両者の比較が必要であり、さらに今後今迄の自作農体制下の農村がどう変つてゆくかが大きな課題であるとされた高橋明善氏の指摘である。私もそれが大問題であると思うが、その場合、現在国が進めている農地流動化による經營の大規模化政策、特にそれを賃貸借でやろうといふものに対しても、その社会学的な意味での限

界を検討して欲しいと思う。政策立案者又は法律学者の側では、この様な政策についての社会学的限界を考えるという発想が少ないので、農村社会学者に教えてもらいたいところだ。

第二点は、高山氏と高橋正郎氏との間で一見陥り違ったかの様に見えた意見に關してである。即ち、高山氏は日本の近代化の中で70年代後半に初めて自治の問題が出てきたと指摘されたのに對し、高橋正郎氏は逆に元来自治があつたのが漸次減少してきたと云われた。これは非常に重要な指摘であると思うが、兩者はそれぞれ両立させて理解することができるのではないか。その試案として、いわば前市民法的な意味でのコンフリクト解決機能を有した村が、一応近代市民法の洗礼を受けてまたあらためて自治の必要性の自覚がなされたものと考えられよう。しかし、その必要性の意味なしし自覚について地域側と国側とでかなりの開きがあるようだ。さらに地域側でも、たとえば市町村の担当者のサイドあるいは專業農家、兼業農家ではそれぞれ違ひがある。邪推かも知れないが、特に国側の理解は、地域に自分達のことは自分達でやるという権限を認めようという面が半分あるが、同時に他の側面では責任回避の隠れ蓑に使うというような意味があるのではないか。しかも国側では非常に沢山の役人を抱えかつ親切であるから一面では非常にうるさい干渉をする。特にその際の問題は農林行政サイドより大蔵行政サイドではないか。つまり、国の金を出すのであるから当然口も出さねばならない。それが自分達の使命であるという意識があつて、金にまつわる干渉が非常にうるさ

いのである。農林サイドも、予算を貰わない仕事ができないから、どうしてもそれに振回されることになる。このように、裏の方では非常にうるさい画一的なことを云いながらもそれがうまくいかない時は、責任は地方自治なのだから地方の方にとつてもらいたいという形でいくための隠れ蓑的な要素もあるのでその辺が一筋縄でいかない難しい問題だ。